

## ■「文化芸術都市」の創造に向けた取組

### さいたま市が目指す「文化芸術都市」

本市は、平成24年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行し、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指しています。

当該条例に基づき策定する「さいたま市文化芸術都市創造計画」の素案では、さいたま市が目指す「文化芸術都市」の姿を以下のように整理しています。

#### <将来像>

### 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

#### <よりわかりやすく表現した4つのまちの姿>

##### ○市民等が主体的に文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるボランティアとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

##### ○幅広い文化芸術と気軽に触れあえるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れあう機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

##### ○文化芸術を世界へ発信するまち

世界共通語である「Bonsai（盆栽）」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取り組みや情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

##### ○文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち

文化芸術の創造性を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

## 本日、ご議論いただきたいテーマ

### 【テーマ1】

現在、本市が行っている取組（事業）を計画の7つの施策に位置づけてみると、将来像を具体的に示した4つのまちの姿の中で、特に「文化芸術を世界に発信するまち」、「文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち」の実現につながる取組が不足している状況にあると考えております。つきましては、この2つのまちの姿の実現に向けた具体的な取組について、ご意見をお聞かせください。

また、全体を通して本市が目指す将来像「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項（施策・事業）についてもご意見をお聞かせください。

例1)・文化芸術を世界に発信するためには、他市の国際的なイベントに参加して、さいたま市の文化をPRしたらどうか。

例2)・将来像を実現するためには、人材の育成を重点的に推進すべきではないか。

### 【テーマ2】

本市では、将来像の実現に向けて、文化芸術を推進する牽引役となれる人材や団体の育成・支援が重要であると考えております。

そこで、特に「人材等の育成や文化事業に対する支援策」に関するご意見をお聞かせください。

例1)・若手芸術家が発表できる場を充実させて、育成を図る必要がある。

例2)・事業規模に応じた補助のあり方を検討する必要がある。

#### <想定される人材>

- ・文化芸術創造の中心的な役割を担う芸術家
- ・文化芸術イベントを支えるボランティア
- ・文化芸術イベントを企画・運営できる人材 など

#### <参考>

##### さいたま市文化事業補助金の概要

対象団体：市内に事務所を置き、主として市内在住の者で構成するなど一定の条件を満たす文化団体

対象事業：①5年単位の間隔をもって行われる周年的・記念的事業で、内容・規模等において通例をしのぐもの  
②多分野の活動を対象として広域的に行う事業  
③傘下団体等多数の文化団体が合同で広域的に行う事業

対象経費：対象事業に係る経費のうち、作品借料、出演・音楽・文芸費、会場・舞台費、賃金・旅費・宣伝費等

要 望 額：補助対象経費の2分の1の範囲内で18万円を限度

■現在の主な取組（文化芸術都市創造条例第7条に定める施策別に分類）

施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

- ・文化団体に対する補助金の交付（文化事業補助金）
- ・文化芸術に関する人材情報バンクの運用（SaCLa アーツ）
- ・文化ボランティアの活用（SaCLa サポーターズ）
- ・文化芸術活動に対する顕彰（文化賞）
- ・文化団体の情報発信に対する支援（さいたま市民文化祭）

施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上

- ・未就学児に対する催し等の情報提供（どこでもキッズミュージアム事業）
- ・学校等と連携したアウトリーチ事業（プライマリーコンサート）
- ・文化芸術等の分野においてトップレベルの実績がある講師による授業の実施（夢工房未来くる先生ふれ愛推進事業）
- ・小・中学生を対象とした管楽器と打楽器の独奏コンテストの開催（ジュニアソロコンテスト）
- ・子どもを中心としたグループによる発表の場の提供（子ども文化祭）

施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

- ・郷土芸能伝承を目的とする団体の活動に対する助成（郷土芸能伝承活動補助金）
- ・伝統文化に関する鑑賞機会の提供（伝統文化施設における鑑賞事業）
- ・伝統文化に触れるきっかけの提供（伝統文化体験ツアー、伝統文化体験教室）
- ・伝統産業、伝統産業事業の指定及び情報発信（伝統産業活性化事業）

施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進

- ・優れた音楽の鑑賞機会の提供（名曲コンサート）
- ・身近な鑑賞機会の創出（区役所におけるロビーコンサート）
- ・地域ゆかりの美術や本をめぐるアートの鑑賞機会の提供（うらわ美術館展示事業）
- ・市民の美術（日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真）に関する発表・参加機会の提供（さいたま市美術展覧会）
- ・市民の文学活動（詩、短歌、俳句、川柳、小説・随筆・評論）に関する発表・参加の場の提供（さいたま市民文芸）

施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

- ・世界に誇る地域資源である盆栽（盆栽文化）の振興・活用（大宮盆栽美術館）
- ・日本近代漫画の先駆者「北沢楽天」の業績の顕彰、漫画文化の振興（漫画会館）
- ・人形文化推進の核となる拠点施設「（仮称）岩槻人形会館」の整備
- ・JR東日本との連携による鉄道文化の振興（鉄道ふれあいフェア）
- ・地域に根ざした伝統芸能の活用（各区における地域資源を活かした文化芸術関連事業）

施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供

- ・異なる分野の文化芸術を気軽に楽しむ機会の提供（大宮盆栽美術館における音楽コンサート）
- ・世界で活躍する漫画家作品の鑑賞機会の提供（国際漫画フェスティバル）
- ・さいたま芸術劇場周辺のまちづくり（アートストリート整備事業）

施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

- ・指定管理者による文化施設の管理・運営  
（主な文化施設：プラザイースト・プラザウエスト・プラザノース・盆栽四季の家・文化センター・市民会館うらわ・市民会館おおみや・市民会館いわつき・恭慶館・氷川の杜文化館）
- ・インターネットを通じた公共施設の予約申込システムの運用（公共施設予約システム）
- ・縣市文化施設間の連携（ミュージアムヴィレッジ大宮公園連絡協議会の設置）